

大田区立入新井第二小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和3年改正

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格に形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。しかし、いじめは、どの学校にも起こりうるものであり、全国的に深刻な状況が続いている。

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日 文部科学大臣決定 最終改定 平成29年3月14日）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「大田区立入新井第二小学校いじめ防止基本方針」（以下 「学校基本方針」という）を策定する。

1 いじめ防止等の対策に関する基本的な方針

(1) いじめ防止基本方針策定の目的

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにつくるかという学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つである。

本校は、いじめのない学校の実現や児童・生徒の尊厳を保持する目的のもと、大田区教育委員会、家庭、地域社会及び、その他の関係諸機関と相互に連携して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対応のためのいじめ防止等の総合的対策を効果的に推進するための基本的な方針を定める。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利などの人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童・生徒の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは、絶対に許されない行為であり、全ての児童・生徒は、いじめを行ってはいけない。

(4) いじめ防止に向けた学校の方針

いじめは、どの学校でも、どの学級でも起こりうるという認識の下、大田区教育委員会、家庭、地域社会及び、その他の関係機関と連携・協力し、日常的に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する。とりわけ、子供の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見、早期対応を基本として取り組んでいく。

(5) いじめの解消

①いじめにかかわる行為が止んでいること

被害児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3カ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、学校の設置者または学校の判断により長期の期間を設定するものとする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること、被害児童本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り、その安全・安心を確保する責任を有する。

2 いじめ防止等の対策のための組織

- (1) いじめ防止等に関する措置を実行的に行うため、校長、副校長、生活指導主任、養護教諭及びスクールカウンセラー等で構成する「いじめ防止対策委員会」を設置する。
- (2) 重大事態が発生した場合には、その事態に対処し、及びその当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、大田区教育委員会と連携し、速やかに、学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

3 学校における具体的な取り組み

学校は、保護者、地域及び、関係機関と連携して、「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な取り組みを行う。

(1) 未然防止

- ・学校全体に「いじめる行為は絶対に許されない」という意識を高める。
- ・各教科等の授業における規律正しい態度や、道徳教育及び人権教育の充実、読

- 書活動・体験活動などの推進等により、いじめを行わない態度を養う。
- ・児童がいじめ防止について主体的に考え、児童が「いじめ撲滅宣言」を行う等、いじめ防止を訴えるような取り組みを推進する。
 - ・校内研修等OJTの充実やOff-JT等を通じて教職員の資質を向上する。
 - ・インターネットによるいじめ防止のための啓発活動を行う。
 - ・家庭訪問や教育相談、学校通信などを通じ家庭との連携協力を強化する。

(2) 早期発見

- ・児童の発するいじめに関するサイン等の観察に努める。
(欠席・遅刻、忘れ物、あざ・けが、学習用具の破損が多くなっていないか。表情、休み時間の行動の変化はないか。等)
- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等による早期のいじめ実態把握とともに、児童が『いじめを訴えやすい学校体制』を整備する。

(3) 早期対応

- ・いじめを発見した場合、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織として対応する。
- ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる取り組みやいじめを撲滅する取り組みを行う。
- ・いじめを解決するための保護者への支援・助言を行う。
- ・学校便りや保護者会の開催など保護者と情報を共有する。
- ・関係機関や専門家等と相談・連携して対応する。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察と連携して対応する。

(4) 重大事態への対処

- ・いじめられた児童の安全を確保する。
- ・いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・いじめに関する情報を保護者等に伝えるとともに、解決に向けて連携して取り組む。
- ・必要に応じ、児童や保護者等への心のケアを行う。
- ・関係機関や専門家等との相談・連携による対処を行う。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察との連携による対処を行う。
- ・重大事態に係る事実関係を明確にするため調査の実施及び教育委員会が行う調査に協力する。

- ・ 重大事態発生について教育委員会や区長に報告する。
- ・ 報告された重大事態について関係諸機関の調査に協力する。